

令和7年10月3日に改正された原子力災害対策指針の主な改正内容は以下のとおり。

## ○屋内退避の位置づけ（記載事項の適正化）

UPZにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施することが主要な防護措置であることを明確にする。【参1 P13、17等、参2 P4】

## ○屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安（新規事項）

屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として、それ以降日々行うこととする。【参1 P18、参2 P5】

## ○屋内退避から避難への切り替えの考え方（既存の記載事項の適正化）

物資の不足等により屋内退避中の生活の維持が困難と判断される場合等には、地方公共団体と連携して避難への切り替えを判断することを明確にする。【参1 P18、参2 P7】

## ○屋内退避中の一時的な外出（新規事項）

屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できることを明記する。【参1 P19、参2 P9】

○屋内退避の解除要件（新規事項）

新たなプルームが到来する可能性がなく、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除することを明記する。【参1 P19、参2 P12】

○発電用原子炉施設以外の原子力施設に対する屋内退避（新規事項）

発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る屋内退避については、避難への切り替えや一時的な外出等の運用に関し、UPZの範囲や放射性物質等の放出形態に応じて発電用原子炉施設とは異なる対応をすることが想定されることを明記する。【参1 P20、参2 P15】